（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　地方自治法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四条を削る。

（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部改正）

第十八条　下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「（特別区の存する区域にあつては、都知事）」及び「（特別区の存する区域にあつては、都）」を削る。

第十条を削る。

（浄化槽法の一部改正）

第十九条　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条　削除

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正）

第二十条　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

（特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の一部改正）

第二十一条　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「定める市」の下に「（特別区を含む。以下同じ。）」を加える。

（地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第二十二条　地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律（平成六年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条中「、化製場等に関する法律」を削り、「、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律及び浄化槽法」を「及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に改める。

（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正）

第二十三条　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定（別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号十の三の改正規定並びに別表第三第二号の改正規定を除く。）並びに附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

（旧東京都制の効力）

第二条　地方自治法附則第二条ただし書の規定によりなおその効力を有することとされる旧東京都制（昭和十八年法律第八十九号）第百九十一条の規定は、法律又はこれに基づく政令により市に属する事務で第一条の規定による改正後の地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされているもの並びに同法第二百八十一条の七第一項の規定により特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務に関しては、その適用はないものとする。

（地方財政法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の地方財政法第四条の三第一項の規定は、平成十三年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、平成十二年度までにおける同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の地方税法第百三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

2　第三条の規定による改正後の地方税法の規定中入湯税に関する部分は、施行日以後における入湯に対して課すべき入湯税について適用し、施行日前における入湯に対して課する入湯税については、なお従前の例による。

3　施行日前に行われた地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこに対して課する特別たばこ税については、なお従前の例による。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第六条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法の規定は、平成十二年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、平成十一年度分までの航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。

（都が施行日前に行った届出に係る一般廃棄物処理施設についての廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に関する事項の政令への委任）

第六条　都が施行日前に行った第十七条の規定による改正前の地方自治法の一部を改正する法律附則第二十四条の規定により読み替えて適用される第十四条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十三条の三の規定により読み替えて適用される同法第九条の三第一項の規定による届出に係る同法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設を都が施行日以後において引き続き保有している場合及び施行日以後に特別区に譲渡した場合についての第十四条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（職員の引継ぎに関する事項の政令への委任）

第七条　施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに従事している都の職員の特別区への引継ぎに関して必要な事項は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第八条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

（公職選挙法の一部改正）

第十条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百六十六条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十三条第三項中「第七条第六項（市町村の設置の告示）」とあるのは、「第二百八十一条の四第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とする。

内閣総理大臣　橋本龍太郎
大蔵大臣　松永　光
文部大臣　町村　信孝
厚生大臣　小泉純一郎
通商産業大臣　堀内　光雄
建設大臣　瓦　力
自治大臣　上杉　光弘

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十年五月八日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第五十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。